SEINENHORITSUKA

青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会 Japan Young Lawyers Association Attorneys and Academics Section



〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階 2 03 (5366) 1131 代) FAX <math>2 2 2 FAX 2 3 3 4 FAX 4 FAX



ヒワの子ども

事件国賠訴訟で県と国に賠償命じる

- 「検察の証拠開示義務」を認める画期的判断

茨城谷 萩陽

はじめに

一九六七年八月に茨城県利根町布川で発生した強盗殺人事件で無期懲役刑を受け、二〇一一年六月に再審無罪が確定した櫻井昌司さんが提訴していた布川事件国賠訴訟。本年(二〇一九年)五月二七日、東京地裁民事二四部は、被告茨城県と国の七日、東京地裁民事二四部は、被告茨城県と国の社会を下した。

一判決の概要

調べが、社会通念上相当とされる範囲を超えた取偽の事実を告げて自白を迫った事実を四つほど認ら、偽計を用いた取調べで違法とした。

断した。

さらに、検察官の証拠開示義務を認め、控訴審で弁護人が開示を求めたのに検察官が証拠を開示しなかった行為が違法であるとした。そのうえで、こうした違法行為がなかったなら控訴審で無罪判決が宣告された蓋然性が高いとして、控訴審判決の翌日から再審無罪判決確定のて、控訴審判決の翌日から再審無罪判決確定ので、控訴審判決の翌日から再審無罪判決確定の前日までの逸失利益・慰謝料等の損害賠償を命じか。

めなかった。 他方、検察官の公訴提起の違法性については認

なお、除斥期間の主張に対しては、有罪判決が確定したときが起算点となると判示審無罪判決が確定したときが起算点となると判示を認めることは……冤罪被害者にとって著しく酷を認めることは……冤罪被害者にとって対しては、再罪判決がである」としている。

画期的判断検察官の証拠開示義務について

い。
の規定を引用したうえで、要旨次のように判示し判決は、刑事訴訟法第一条、検察庁法第四条検察官の証拠開示義務違反を認定した点である。

を明らかにする職責を負っているので、検察官の「検察官は、公益の代表者として、事案の真相

し、開示をしない合理的理由がない場合には、検に、開示をしない合理的理由がない場合には、検によって生じる弊害の内容及び程度等に照らた場合には、その重要性の程度、証拠を開示するた場合には、その重要性の程度、証拠を開示するた場合には、その重要性の程度、証拠を開示するた場合には、その重要性の程度、証拠を開示するとによって生じる弊害の内容及び程度等に照らた場合には、検告人に有利不利能性が明白なものについては、被告人に有利不利能性が明白なものについては、被告人に有利不利

にすぎない」と主張していた。
て、「証拠開示を受けるのは被告人の反射的利益り検察官は証拠を提出する義務を負わないとし決定を拠り所にして、裁判所の開示命令のない限決定を拠り所にして、裁判所の開示命令のない限

察官は、その証拠の開示義務を負う。」

この主張を退けた。
いて法律上保護された利益を有する、としてについて法律上保護された利益を有する証拠開示について法律上保護された利益を有する証拠開示が、数判の結果に最も強い利害関

察官の証拠開示義務をここまで明確に認めた判決影響を及ぼすものではないと主張したが、判決は指揮についての判示であり、検察官の開示義務に指揮についての判示であり、検察官の開示義務に指揮についての判示であり、検察官の開示義務にっいて弁護団は、成城大の指宿信教

の意味でも画期的な判断である。 違反のみを根拠にしたものははじめてだろう。その責任を認めた判決はあるが、検察官の開示義務ははじめてである。また、無罪判決後の国賠で国

手持ち証拠のうち、裁判の結果に影響を及ぼす可

四 証拠開示をめぐる攻防

もともと布川事件では「ダンボール九箱」あるという検察官の手持ち証拠をいかに開示させるかが重大な焦点だった。再審開始決定も、一七○点が重大な焦点だった。再審開始決定も、一七○点になった。国賠訴訟でも弁護団は引き続き開示を

書を提出しただけであった。
し、検察庁はわずか二八点の捜査報告書や供述調し、検察庁はわずか二八点の捜査報告書や供述調に対し、すべての供述証拠の送付を命じた。しか文書送付嘱託の申立に対して、裁判所は検察庁

提出を命じる決定を出した。
そこで弁護団は八点の文書に絞って文書提出命令の申立をした。国も県も、「すべて所持しているものとされた杉山卓男さんの一回目の録音テープにつとされた杉山卓男さんの一回目の録音テープについては検察庁が所持しているものと認めて、その中立をした。国も県も、「すべて所持しているというでは、大きに絞って文書提出命令にる決定を出した。

った対応をした。結局杉山テープは許可抗告も棄存在しないことの裏付けをさらに釈明させるといところ、高裁は当事者双方を呼んで、国に対し、その他はすべて却下したので、双方が抗告した

おされて確定し、民訴法上の真実擬制が働くこと

要した。

五 今後のたたかい

舞台は高裁に移ったが、県も国も全力で反撃してくることが予測される。特に、検察官の証拠開てさることが予測される。特に、検察官の証拠開るだろう。これを確定させるのが弁護団の使命でるだろう。これを確定させるのが弁護団の使命である。

同時に、地裁判決で原告の主張が認められなかった論点について判断を覆すことも課題となる。った論点について判断を覆すことも課題となる。実は地裁判決はまるで確定審の有罪判決であるかを定している。この事件では、担当検察官が一旦起訴を断念したものを、後任の検察官が新たな有罪証拠もないのに供述のつじつま合わせをして無理やり起訴した、という特徴があるにもかかわらず、判決はあっさりと起訴の違法を否定しておらず、判決はあっさりと起訴の違法を否定しており、容認しがたい。

るよう、弁護団も最後まで努力を続けたい。会」を立ち上げた。櫻井さんの思いにこたえられを飛び回っている。この三月には「冤罪犠牲者の原告の櫻井さんは冤罪をなくす運動のため全国

旧優生保護法違憲判決につい

宮城県

代女性が、全国で初めて、国家賠償法に基づく指 歳の時に優生手術を強制された宮城県在住の六〇 害賠償請求訴訟を仙台地裁に提起しました。 そ の前後から、 道がなされ、 放置されてきた優生手術被害 マスメディアによる熱心な報

多くの被害者の尊厳を奪いました。 された一九九六年までの約五〇年間に不妊手術約 る」ことを「目的」とし、同法が母体保護法に改正 合計約八万四〇〇〇件もの優生手術等を行わせ 一万五○○○件、人工妊娠中絶約五万九○○○件 九四八年に成立した旧優生保護法は、「優 生上の見地から不良な子孫の出生を防止す

政府は、「当時は合法であった」として、その後 当たる」として優生条項を廃止しましたが、日本 全く応じない状況だったのです。 謝罪や補償について、度々勧告を行っていますが 委員会は、 妊手術を実施したドイツ、スウェーデンでは二C ○○年を迎える前に謝罪と補償の措置を取ってお した。この点、日本と同様に法律に基づき強制不 貫して謝罪、 九九六年、国会は優生手術が「障害者差別に 国連の自由権規約委員会及び女性差別撤廃 日本に、優生手術の被害者に対する 補償も、 実態調査も拒否し続けま

そのため、昨年(二〇一八年)一月三〇日、 五.

> 害者のもとに届いていない現状です。被害者二万 慮が十分になされていないこと、プライバシーに を求めたことから、二〇一九年四月二四日、 された人はたった二六人にとどまります。 の個別通知等が行われていないこと、などから被 配慮は必要ですが、記録が判明している被害者 談窓口において、被害者の特性に応じた合理的配 ます。また、その不十分な補償でさえ、周知や相 被害者の被害回復は不十分なものにとどまってい 給法」)が制定されました。しかし、一時金支給法 ていないことから、三二〇万円の支給にとどまり、 生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する の深刻さと被害回復の必要性から世論も被害回 五〇〇〇人のうち、請求した人が三二一人、 時金の支給等に関する法律(いわゆる「一時金支 優生保護法が憲法違反であることを前提にし 旧

的権利であるとし、「不良な子孫の出生防止」を目 反であると判断しました。 的に優生手術を強制した旧優生保護法は憲法違 子を産み育てるかどうかを意思決定する権利 プロダクティブ権) は憲法一三条が保障する基本 他 が言い渡されました。 方 裁判は、二〇一九年五月二八日に判決 仙台地方裁判所は、 ij

さらに、優生手術による被害者の「権利侵害の

するための立法が必要不可欠であったことも認め 困難であり、 経過する前に損害賠償請求を行うことは現実的に ことから、被害者が手術から二〇年の除斥期間を 優生手術の客観的証拠を入手するのも困難だった 広く押し進めた優生思想が根強く残り、被害者が 請求を妨げてきたこと、社会には旧優生保護法が 使する機会を確保する必要性がきわめて高いにも 程度は極めて甚大」であり、損害賠償請求権を行 かかわらず、旧優生保護法の存在自体が損害賠償 損害賠償請求権行使の機会を確保

求を棄却しました。 が国会にとって明白であったということは困難で あることと、除斥期間の経過を理由に原告らの請 しかし、結論においては、立法の必要不可欠性

を得ません。 が、真に理解し実感しているのか疑問に思わざる の被害や人権侵害の甚大性について言及しました 裁判所が被害救済を図らねばいけない事案でし 件ですが、被害の実態や被害回復状況を見れば、 法理論的には困難なハードルがいくつもある事 仙台地方裁判所は、ところどころで優生手術

後の砦である司法府が国の責任を認めなければ、 めて不十分であることを考えても、 前述のとおり、 一時金支給法が被害回復には極 人権救済の最

> 原告ら被害者の今後の被害回復は困難でした。 を果たさず、立法府に責任を転嫁するものと言わ 台地方裁判所の判決は、 仙

理解し、被害回復に向けた判断をすべきだったと することができ、国民一人ひとりの生きがいを真 思います。 司法府が被害者の声に耳を傾け、被害の甚大性を てほしいと願うのであれば、現在の状況に鑑みて をしました。もし「優生思想が正しく克服され に尊重される社会となりうるように」との「付言 令和の時代においては何人も差別なく幸福を追求 同 ていた優生思想が正しく克服され、 新たな

と考えています。 控訴審では、被害に真に向き合った判決を期待 弁護団としては、 主張、立証をしていきたい

違憲であることを前提とした、一定の損害金の支 るというべきです。具体的には、 めの立法の必要不可欠性を肯定しました。 優生保護法が違憲であると判断し、被害回復のた に必要不可欠な「立法」を至急整備する必要があ 裁判所が認めた憲法一三条の侵害を回復するため また、同判決は、 結論としては不当ですが、 旧優生保護法が 国は、 ΙH

> 用できることを内容とするように、 働きかけていきたいと考えています。 の改正が必要ですので、 給を内容とする、また、 この点も、 被害者が制度を容易に利 弁護団として 一時金支給法

ざるを得ません。 判決は最後に「平成の時代まで根強く残っ 司法府に期待される役割

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局 までご連絡ください。

【憲法委員会】

8月30日(金)10時~ 青法協本部

【修習生委員会】

8月27日(火)10時半~ 青法協本部

【広報委員会】

8月28日(水)16半時~ 宫本智法律事務所

仮向と大阪市から 加害の歴史を問いかける「ピースおおさか」情報公開訴訟

大阪 **大前**

治

情報について、非公開とするのは違法という司法判断が確定し、「維新」の府政・市政の共犯による 阪市の上告を棄却した。平和資料館から日本軍による戦時加害の展示を撤去する「リニューアル」の 情報隠しが断罪された。 最高裁は、今年 (二〇一九年) 五月二四日付で「ピースおおさか」情報公開訴訟について大阪府・大

■市民に隠された「自虐展示の撤去」

展示してきました。
展示してきました。
展示してきました。

目で二〇一四年に一時休館となりました。 ところが、二〇一年一月に当選した橋下徹・大阪市長と松井一郎・府知事(いずれも当時)が大阪市長と松井一郎・府知事(いずれも当時)が大阪市長と松井一郎・府知事(いずれも当時)が大阪市長と松井一郎・府知事(いずれも当時)が

年八月に国家賠償請求訴訟を提起しました。市は非公開条例に違反しているとして、二〇一五市は非公開を決定。これは「知る権利」を明記し更について情報公開を請求しましたが、大阪府とこの動きに不安を強めた一人の市民が、展示変

一審敗訴からの逆転勝訴

が遅延するおそれ」や、「展示変更の検討過程での到して業務に支障が生じ、リニューアルオープン報であり、これを公開すると抗議や報道取材が殺由は「尖鋭な意見対立がある歴史認識に関わる情由は「尖鋭な意見対立がある歴史認識に関わる情

があるというものでした。自由な意見表明や意思決定が損なわれるおそれ

年一月三〇日判決(田中俊次裁判長)です。して大阪府と大阪市が慰謝料を五万円ずつ支払うよう命じたのです。大阪市の訴訟は二〇一七年九よう命じたのです。大阪市の訴訟は二〇一七年九ように大阪府と大阪市が慰謝料を五万円ずつ支払うところが控訴審では一転して逆転勝訴となりまところが控訴審では一転して逆転勝訴となりま

約四年にわたる訴訟の勝利が確定しました。○一九年五月二四日に最高裁は上告棄却を決定。これに対して大阪府・市が上告しましたが、二

歴史認識に関わるからこそ公開すべき

しない」と指摘したうえで、「意見対立があり社して「展示変更に関する資料は、秘密文書に該当捉え方が一審判決とは大違いでした。まず前提と投訴審判決は、「当該文書を公開する意義」の

ピースおおさか加害展示撤去巡る文書

広く公開し議論の対象に

最高裁隠蔽の府・大阪市を断罪

り、質問を大阪国際平和センター・ロースおおどかりの膨がから外した経緯を

と居されたとして三面脈伊賀市在住の海性が耐と大阪。

を作りだした府と市の姿勢を批判する内容となり ましい」と判示しました。情報公開が国民的議論 そ、広く公開して国民的議論の対象とするのが望 会的関心も大きく公益性の高い事項であるからこ ジ基礎となることを示し、 自ら歴史認識のタブー



じるとは認められないと判断しました。 長時間を要するとの証明はなく、適切に時間等を 仮に抗議活動が増えたとしても、それへの対応に から抗議活動は行われていた)と指摘したうえで、 の因果関係は証明されていない(情報公開する前 定めて対応すればよいのであり、業務に支障が牛 また、 情報公開をすれば抗議活動が増えると

不当な干渉 明らかに

戦争の実相、知る権利

でのが「自鷹更飆」と批「が生じる」として請求を棄るの会や自民党の府職、 利が寄せられ、業務に支障をの会や自民党の府職、 利が寄せられ、業務に支障

府の訴訟における姿勢も批判

害して非公開にしてもよいのだ、という荒唐無稽 環として取材に来たら困る、 市民が請願権(憲法一六条)を行使してきたら困 考えてみれば、府・市の主張は、事実を知った 報道機関が言論表現の自由 (憲法二一条) の だから知る権利を侵

ました。

職員の人員削減は非公開の理由に ならない

た。 少を理由とする非公開は許されないと判示しまし 増員派遣をできる立場にあったのであり、 る」と指摘したうえで、大阪市は多忙時に職員の 判決は「そもそも職員を削減したのは大阪市であ 報公開により抗議活動や報道取材が増えると対応 できない」という大阪市の主張に対して、控訴審 「ピースおおさかの職員は削減されており、 職員減

> です。 の主張です。 これが完全否定された意義は大きい

批判する内容となりました。 が増えるかも」、「職員が過労になるかも」といっ 立証」であると指摘。 ら「意見対立が先鋭化しそう」、「過激な要請行動 た府の主張は「客観的裏付けを欠く抽象的な主張 さらに府に対する控訴審判決は、 府の訴訟追行態度を厳しく 情報公開した

法律家の知性を発揮して

就任しました。種々の困難を抱えた訴訟でした まり、 現することに力を注ぎました。 て本気で勝訴を目指す」という法律家の役割を体 地道に事実主張と法的主張を重ねることによっ この訴訟は、 私は政治批判や罵声をぶつけるのではなく、 第一審の後半から筆者一人だけが代理人に 当初は代理人のない本人訴訟で始

す。 事実を示すこと。それを地道にやり遂げるうえで 0) すこと、「業務への支障」や「意思決定が歪められ ません。情報公開条例違反の事実と法解釈を示 した道のりを経て勝訴できたことに安堵していま る」などの非公開事由に該当しないという具体的 |弁護士の専門性」や「専門家の大切さ」を支援者 方々に理解してもらうことも大切でした。そう 情熱とか戦闘性といった精神論では勝訴でき

■都合の悪い情報を隠す「維新」の政治

た。なかでも本件訴訟は、府と市が同時に提訴さ政訴訟・労働裁判・憲法訴訟が闘われてきまし大阪の維新府政・市政に対しては、数多くの行

大きいです。と市政の共犯による違法行為が断罪された意義はれ、同時に敗訴した唯一の訴訟です。維新の府政

原動力として遂行されました。本件では、「加害過去の戦争は、事実を国民に知らせないことを

めてほしいです。

繰り返さないように、この判決を正面から受け止強行されたのです。大阪府と市は、二度と過ちをの歴史資料の撤去」という歴史改ざんが秘密裡に



ブラックバイト被害対策弁護団とは

「学生であることを尊重しないアルバイト」をブラックバイトと名付けた大内裕和中京大学教授を顧ックバイトと名付けた大内裕和中京大学教授を顧ックバイトと名付けた大内裕和中京大学教授を顧が中心になって結成された弁護団です。東海地方の青法協会員をはじめ、東海地方の弁護団をいます。私も、一年目から加入し、活動していたいます。私も、一年目から加入し、活動していたけ。

一 弁護団の活動

① 通常活動

無料です。
無料です。もちろん、学生さんからの相談はの相談です。もちろん、学生さんからの相談は、電話とメールの相談です。もちろん、学生さんからの相談はいの相談です。

てのワークルール教育、働き方ルールの授業です。次に、大学や高校(時には、中学校)に出向い

ック』だったんだ」という感想もあります。と知らなかった」「自分のバイト先の扱いは、『ブラ演をします。クイズ形式の授業は好評で、「意外説明した上で、Q&A方式のクイズで労働法の講説明した上で、Q、OR

さらに、各団員、弁護団顧問の大内教授が講演した際に、弁護団のリーフレットを配布しています。広報の効果も大きく(特に大内教授は全国各地に講演に行って配布されるので)、現在は、東海地に講演に行って配布されるので)、現在は、東海地に講演に行って配布されるので)、現在は、東海団顧問の大内教授が講演

もあり、地元のユニオンの方も参加しています。は、東海地方でユースユニオンが結成されたことは、東海地方でユースユニオンが結成されたこと、現行教授も毎回参加され、労働問題、貧困問法律事務所で弁護団会議を行っています。会議に

そして、毎月一回、

事務局事務所の名古屋第

②その他の活動

日常活動以外の取り組みもあります。

行ったと聞いています。
おした。厚生労働省に行った時には、記者会見もました。厚生労働省に行った時には、記者会見もがイトの生活実態と状況改善を訴えたこともありがイトの生活実態と状況改善を訴えたこともあり

最近では、年一回、弁護団の総会、記念シンポジウムを行っており、直近では、「労働運動と社会保障運動のこれから―最低生活賃金一五〇〇円会保障運動のこれから―最低生活賃金一五〇〇円と普遍的社会保障の実現を目指して―」と題して、活動を考えるテーマでシンポジウムを行いました。その他、各団員が活動の中で出会った問題を取り上げたりしています。例えば、地下アイドルクリ上げたりしています。例えば、地下アイドルクリ上げたりしています。例えば、地下アイドルや芸能労働者の労働問題に取り組み、多方面でごや芸能労働者の労働問題に取り組み、多方面でごや芸能労働者の労働問題に取り組み、多方面でごや芸能労働者の労働問題に取り組み、多方面でごれていたでいます。

に追っています。ブラックバイトの被害に遭う構私はといえば、「ブラック部活」の問題を個人的

す。 系) 部活人間です。 で部活として「剣道」をやっていた生粋の(体育会 活動」の問題と結びつけて対処方法を話していま られませんよね~。」の問題意識で、「ブラック部 の後も、私は、講師講演に行く際、クイズの後、 お呼びして基調講演・シンポジウムを行い、そ 内田良名古屋大学大学院准教授(教育社会学)を の企画担当者に任命されたことがきっかけです。 との大内教授の問題提起から、先のシンポジウム となどの「ブラック部活動」の問題も関係している こと(悪い意味での体育会系社会)、ルールを教え るべき教職員がそもそも劣悪な労働環境にあるこ 造が、学生にとっての「部活動」の構造に似ている 「権利はあると分かっても、実際職場で声を挙げ なお、私は、こう見えて中学校から大学ま

取材を受けました地元の新聞 (中日新聞) から

三

習会を行いました。私も、特に「ブラック部活動」も浸透してきた中、地元の中日新聞から二〇一九も浸透してきた中、地元の中日新聞から二〇一九年に取材を受け、五月に記事として載りました。よる投稿がありましたが、取材は、勉強会と題よる投稿がありましたが、取材は、勉強会と題よる投稿がありましたが、取材は、勉強会と題よる投稿がありましたが、取材は、勉強会と題よる投稿がありましたが、取材は、勉強会と題となるという。

でした(涙)。との関係性を話しましたが、記事には載りません

四弁護団の今後の活動・展望

います。 今後の活動やその展望を紹介して終わりたいと思 は後に、ブラックバイト問題の本質とともに、

① ブラックバイト問題も労働問題

学生アルバイトも「労働者」であることに変わり 学生アルバイトも「労働者と同様です。まして、学生に とっては働く最初の機会であり、早期段階で働き たっては働く最初の機会であり、早期段階で働き もあります。現在、将来の労働問題を解決するたもあります。

② ブラックバイト問題は人権課題

すが、学生が被害に遭う背景には、若い人の間のすが、学生が被害に遭う背景には、若い人の間のすが、学生が被害に遭う背景には、若い人の間の同調圧力により、自分の権利を主張しづらい雰囲同調圧力により、自分の権利を主張しづらい雰囲に広げると、自らが反対の声を挙げられない、挙になげると、自らが反対の声を挙げられない、挙にない雰囲気が広がっています。これを職場だけでなく、社会に広げると、自らが反対の声を挙げられない、学生ない雰囲気が広がっています。これと職場だけでなく、社会により、学生生活、大学で学ぶがない雰囲気が高いであります。

ブラックバイト被害救済は、過去・現在・未来の ブラックバイト被害救済を行う意義もあります。 |基本的人権の擁護」につながります。

③ 今後の活動

り組みとして、クラウドファンディングに最近は お話されるように、「人権活動と経営の両立」の取 力を入れています。弁護団作成のリーフレットの 団長である北村議長が常任委員会でもその都度

> 模なシンポジウムの開催を行う予定です。 改訂(できれば、外国人アルバイト向け)や大規

いします。 最後に、是非とも弁護団の支援をよろしくお願



近 急速に広がりを見せている 時、 「退職代行サービス」をうたう業者が

金で勤務先への退職の連絡を「代行」する事業で どとキャッチコピーをつけ、一件五万円などの料 連絡不要」「自分でやらないから、うまくいく」な 「明日から会社に行かなくてもOK」「会社への

ことは明らかである。 を行えば、弁護士法七二条違反の非弁行為となる 弁護士でない者が、有償で、単なる使者を超え 会社からの連絡に対してなんらかの「交渉」等

業者側としては、交渉はしていない、使者とし た、 は、賃金・残業代の未払等が生じているこ 退職を言い出しにくいような会社で

償請求をする」との脅し等も非常によく見られる る機会を逃してしまうことも重大な問題である。 行業者に依頼することで、これらの権利行使をす とも高い確率でありうる。弁護士ではない退職代 (対応すれば非弁)、当事者に任せているのか(有 その他、退職を申し出た労働者に対し「損害賠 退職代行業者がどのように対応しているのか

護団」では、二〇一九年三月一四日、退職の妨害や は)、という問題があることも容易に想像がつく。 けないと考え、「ブラック企業被害対策弁 の問題について弁護士が座視していてはい

償で受けておいてそれでは支払ったお金の意味

て連絡を「代行」しているのみである、との見解を

のと思うのが通常であろう。 そのまま受け取れば、交渉行為も行ってくれるも チコピー「自分でやらないから、うまくいく」を は容易に予測でき、これに対して応答をするだけ 絶等の反応が業者に対してされることがあること のトラブルがあったり、退職や有給休暇消化の拒 しにくいような状況にある職場であれば、 で非弁行為に該当すると考えられる。前記キャッ 示しているところではあるが、退職を自ら言い出 何らか

設し、記者会見を行った。 をめぐる問題を受け付ける無料ホットラインを開 未払い賃金・有給休暇の消化など、自己都合退職

特設ページを開設し、 また、弁護団のサイトに「退職に関する相談 相談先の事務所を紹介する

ラインやメールで依頼できるようにしており、そ れるように工夫をしている(退職代行業者も当然 なか弁護士に相談できない、という方も連絡がと 相談受付を行い、仕事にはり付けられていてなか ほか、メールフォームでの相談受付、ラインでの

の弁護士活動において工夫を重ねなければならな ういう点で出遅れないように工夫するのも、 い点と思われます)。

http://black-taisaku-bengodan.jp/taisyoku/



誰もが悩むその時に、 伝えるひと言が 絆を深める~

うか。心配しないで下さい、大丈夫ですよ、一 多いかと思います。私もそうですが、今回は そんな時、どの様な言葉をかけているでしょ だけでなく身体まで悪くされる方もいます。 方には、こう言います。そのお気持ちは良く もう一つ深い言葉(考え)をお伝えしましょう。 緒にがんばっていきましょう、と伝えることが みなさん、相談者で、ここ何日も寝られな 食べ物ものどを通らないと言われ、 毎日心配で、と不安や悩みが激しい

> りする時間が全く無駄ではないでしょうか。 せんね。そうなら、心配したり、悩んでいた うします。しかし、なくなったり減りはしま るならそうする意味もあるでしょう。私もそ も落ち込んだ日々を過ごしました。私達は感 わかります。私も取り越し苦労で何年も何年 心配し続ければその心配が起きる可能性が減 日続けるとどうでしょうか。もし、毎日毎日 悲しんで下さい。ただ、それをずっと毎日毎 情を持つ人間ですから、まずはとことん悩み

時、 がありません。行きの名古屋駅の券売機の所 いですが」ととても心配してくれました。その 乗ってからも「先生心配ですね」「見つかるとい め横にいた女性がお金を出してくれ、電車に に置き忘れたようでした。その時に研修のた 部に行った帰りに切符を買おうとすると財布 私にこんな経験があります。裁判である支 私はこう言いました。心配してくれて有

> り難う。 にしているのではないでしょうか。 取り越し苦労は、その間の貴重な人生を無駄 のような心持ちで過ごすのか。心配や悩み、 語ります。誰にもある五分、一日、 をして過ごしました、と経験からの具体例を 方がよいと思う、と言って四○分楽しい会話 この貴重な四○分、楽しく有意義な話をした 心配するけど、そうはならないのであなたと ければ財布が見つかる可能性が高くなるなら でも、 この帰りの四○分間心配し続 一か月、ど

これからのAI時代、私達の仕事はカウンセ 布は届けられていました。 躍する時代になってきました。ちなみに、 ラーの要素が強くなります。悩み深き人が活 依頼者もあなたと出会った意味があります。 こんな発想が出来れば、仮に敗訴になった

青法協弁学合同部会議長 北村 栄

予備試験並立制 東京 片木翔 郎

1 経歴

私は二〇一五年三月に早稲田大学法科大卒業し、二〇一七年三月に早稲田大学法科大学院の既習コースを修了し、同年に司法試験にておきますと、予備試験の受験歴を一応示しておきますと、予備試験は大学四年次に短答式に合格しましたが、論文試験は、会社法、答式に合格しましたが、論文試験は、会社法、符政法をまだ勉強していなかったためとてもではないが受かる気がしなかったためとてもませんでした。それ以後、予備試験は受けてませんでした。それ以後、予備試験は受けてませんでした。それ以後、予備試験は受けていません。

2 ロースクール予備試験並立制

(以下、「ロースクール予備試験並立制」と呼びさて、ロースクールと予備試験の並行制度

ように思います。 一番いいところにスポッとおさまったと言える験並立制は長い司法試験制度の歴史のなかで言いますと、結果的にこのロースクール予備試ます)が始まって数年経ちました。結論から

司法試験は人間の多様性を守る人を選抜する試験でありますから、多様な試験制度で人を集めるというのがよいというのは当然の理であるような気もしますが、ロースクール予備あるような気もしますから、多様な試験制度で人

ール制度一本にしておくのは、それらの負担にらかに間違っているということです。ロースクら隔離され(司法試験に合格できず再び社会ら隔離され(司法試験に合格できず再び社会をは、これだけの金銭的負担と数年間社会かまず、ロースクールで生活していて感じたこまず、ロースクールで生活していて感じたこ

制度としては不向きです。 間の多様性を守る人材を選抜するための試験的な選抜を設けることになります。とても人的な選抜を設けることになります。とても人が、過少ではないといいます。(恵まれた)人材しか集まらないとい

もっとも、ロースクールに一定のメリットがあるのは事実だと考えています。教育の質はをれなりに高く、また、予備校(本)での勉強を比べても、リーガルマインドや論理的思考を学べることは間違いないと思います。

とは難しく思います。とは難しく思います。時間的、金銭的にれらの裏返しとなります。時間的、金銭的にれらの裏返しとなります。時間的、金銭的になります。時間的、金銭的

いでしょうか。 に多様な人材が集まっているのが現状ではな期せずして併行した結果、ちょうどよい塩梅期とずして併行した結果、ちょうどよい塩梅以上の相反する性質を有した二つの制度が

悪くないかもしれないロースクールはそんなに

3

からではありません。むしろ、一人で家に籠城う立場なのは、私にロースクールが合っていた私がロースクール制度はそんなに悪くないといさて、念のため一応申し上げておきますと

あしを決めるのは間違っていると増減をもってロースクールのよし

も思いますが)。

ロースクールはそ

んなに悪くないのではないでしょ

ロースクールの実情と 法曹養成

ですから、

ロースクール受験生の

その証左だと思います(そもそも、者数がほとんど底を打ったことが

ロースクール受験生は、

通常はロ

・スクールに入った経験が無いの

給付金制度の設立を受けてロースクール志望 度自体が悪いからではないと思います。 少しているというのは必ずしもロースクール制 います。しかし、ロースクール志望者数が減 ついては必ずしも理想的とは言い難いとは思 志望者の数、予備試験合格者とのバランスに た。現在の合格者数、 試験に流れるというのが近年のトレンドでし ように見えたのです。 以上のメリットが(人によっては)あるという な私から見てもロースクール制度はそこそこ 部の授業を除き思っていません。しかし、そん 確かに、ロースクール受験生が減り、予備 合格率、 ロースクール 修習

な私から見てもロースクール制度はそこそこ 試験: 部の授業を除き思っていません。しかし、そん が法: 「スクールの授業のおかげで合格したとも、一 さに同時にロースクールをあとにしていました。ロ さいに、自習室には一度も入らず授業終了と 4

受験生へのメッセージ

さて、この『青年法律家』の読者はほとんどが法曹のはずですが、ロースクール生や司法おります。そのなかには、全く自分と合わない場所 (ロースクール) に来てしまいどうしてよいかわからない。予備試験に絞ればよかったがお金をかけてしまったので今更引き返せない、なんだかんだやっぱりロースクールは全ない、なんだかんだやっぱりロースクールはない、なんだかんだやっぱりロースクールはかりだ、などという迷える子羊の方ももしかするといらっしゃるかもしれません。役に立つかどうかはわかりませんが簡単にアドバイスをさせていただきたいと思います。

だり、空気の悪い自習室で勉強することはあります。とりわけ自主ゼミは効果がメンバー構成にも大きく左右されます。私は、自主ゼミや自習室は一切利用しませんでしたが(ぎり変り)合格することができました。これにより少なくとも合格するということだけであれば、これらの要素は必須ではないことが証明されました。無理に集まって自主ゼミを組んされました。無理に集まって自主ゼミを組んされました。無理に集まって自主ゼミを組んだり、空気の悪い自習室で勉強することはあ

りません。

拠ないうわさに惑わされずに自分に最も合っ がありません。ロースクールを修了して自分 験時間の四分の一以上使ってはならないという が蔓延しています(例えば、 た勉強方法を探してみてください。 で勉強しだした途端に成績が伸びたという人 うにやれば受かるというマニュアルがあるはず う一般には高度とされる学問に、誰でもこのよ いわゆる四分の一ルール)。しかし、法律とい る様々な誰もが聞いたことのある「セオリー」 も、その逆の人もいます。ロースクール内の根 しにこれをしなければ受からないとされてい 同じように、 ロースクール界では、 答案構成には試 根拠な

改憲問題対策法律家六団体連絡会の取り組み

院内集会・安倍改憲を吹っ飛ばせ!

[回馬克勒@@@A] [回馬克勒@@@@阿里里 [回馬克勒@@@阿里里

6/10 開催

憲法委員会 大山 勇一

企画の趣旨

1

底批判」」とのテーマで院内集会を行いました。「安倍改憲を吹っ飛ばせ!『自民党改憲Q&A徹「安倍改憲を吹っ飛ばせ!『自民党改憲NO!団体連絡会」(法律家六団体)と「安倍改憲NO!

自民党は、本年二月、同党憲法改正推進本部作成による「日本国憲法改正の考え方~『条文イメージ(たたき台素案)』Q&A~」(自民党Q&A)を広報ツールとして、同党所属の国会議員等に配を広報ツールとして、同党所属の国会議員等に配まかし」をあばくために、本年三月に急遽、法律まかし」をあばくために、本年三月に急遽、法律まかし」をあばくために、本年三月に急遽、法律のレット「『自民党Q&A』徹底批判」(徹底批判パフレット「『自民党Q&A』徹底批判」(徹底批判パフレット「『自民党Q&A』徹底批判」(徹底批判パフレット「『自民党Q&A』徹底批判」(徹底批判パンフ)を作成しました。当集会は、安倍改憲の危

いただきたいとの思いで企画されました。 険性に対抗するためにぜひ前記パンフを活用して

2 議員からの挨拶

関が着実に進むことを予感させてくれました。 、社会民主党の照屋寛徳議員が参加し、安倍改 憲に断固反対するとの立場で力強く挨拶をしてい ただきました。四つの立憲野党すべてから、とり ただきました。四つの立憲野党すべてから、とり ただきました。四つの立憲野党すべてから、とり ただきました。四つの立憲野党すべてから、とり ただきました。四つの立憲野党すべてから、とり ただきました。四つの立憲野党すべてから、とり ただきました。四つの立憲野党すべてから、とり

3 論点解説

て、それぞれ解説がなされました。
改憲四項目および改憲手続法の問題点につい

と警鐘を鳴らしました。 軍事研究もいまよりも大っぴらに進められ、 置が認められない軍事裁判所や軍法が整備され、 地収用ができるように法改正されたり、現在は設 また、自衛隊が憲法上の存在になることで、自衛 増大することにつながることを明らかにしました。 DPーパーセント枠はなくなり、 軍事費は大幅に 自衛権の全面的な行使につながること、従来のG ることからすると、自衛隊が明記されれば集団的 隊が書かれていない今でも、新防衛大綱が策定さ 京慈恵会医科大学) が解説しました。憲法に自衛 1 自衛官募集協力への圧力が増したりもするだろう とされる軍事情報も増大したり、自治体に対する 隊の存続に不可欠との理由などにより強制的な土 軍備拡張と日米同盟強化が押し進められてい 自衛隊明記論については、小沢隆一教授 秘密 東

② 緊急事態条項については、飯島滋明教授(名は戦争をするにあたっては必ず必要とされているものであって、そのためには、医師や看護師、建築・土木業者を戦場へ送り込み、土地収用や物資の徴用が必要になりうるのであって、これを強制的に行うために緊急事態条項が必要とされるとし、さらに戦争反対や基地建設反対を訴える市民とで弾圧するためにもこの条項が必要とされると指権しました。

いることなどを指摘しました。 際には鳥取では投票率が上がるなど事実に反して 特に投票率の低下防止という理由については、実 性)についてはいずれも理由は破綻していること、 民意反映の調和、都道府県単位の意思反映の重要 象県の不満解消、 民党が挙げている合区解消の四つの理由 してもそれは改憲を行わなくともできること、 区の解消を訴えているが、仮に合区を解消するに 授 3 (東海大学)が解説しました。 自民党は強く合 合区解消・地方自治については、永山茂樹教 投票率の低下防止、投票価値と 教育充実に 1 (合区対 自

と説明するが 増税額を用いて 策として消費税 めの具体的な政 主張し、そのた 改正が必要だと 民党は教育の 説しました。 体育大学) が解 雅彦教授 ついては、 幼保無償化する 実のために憲法 〇パーセント 日本 清水 自

・安倍改憲を吹っ飛ばせ!

指摘しました。

隆弁護士が解説しました。主権者ではない大企 の危険性が高いことなどを指摘しました。 票運動が罰則付きで禁止されており恣意的な弾圧 流すことができること、公務員や教育者の国民投 は自主規制をしない姿勢を明らかにした)、 情緒的に誘導されかねないこと(この間、 民投票時 (二〇一五年五月) のように大量に流され 介入することを阻めないこと、いざ国民投票とな 業・大組織が資金力にものを言わせて憲法改正に (5) るとスポットCMなどの広告放送が大阪都構想住 「の勧誘でない政治広告ならば最終日でもCMを 最後に、改憲手続法の問題点について、 民放連 投票 田

4 私たちに何ができるか

そして、国民投票に行く前に、憲法審査会を開いてしっかりと理解し、批判する力をつけることいてしっかりと理解し、批判する力をつけることが必要になるということでした。

稼働、公文書改ざんなどといった問題を解決する 会を開催しない野党に対して、右翼メディアや右 翼評論家が批判するが、逆に市民の側が野党を力 強く応援することが必須であるとしました。さら に、改憲阻止の運動のみならず、安倍自公政権の に、改憲阻止の運動が必要であり、そうするこ とで「秘密保護法」、安保法制、共謀罪、原発再 とで「秘密保護法」、安保法制、共謀罪、原発再

ことができると述べました。

葉」で語りかけることが大切だと訴えました。 葉」で語りかけることが大切だと訴えました。 葉」で語りかけることが重要で、その際には「短く」 「分かりやすく」「自分に関係ないと思わせない市 働組合などが憲法改正などの政治に関心のない市 して働きかけることが重要で、その際には「短く」 「分かりやすく」「自分に関係ないと思わせない言 「分かりやすく」「自分に関係ないと思わせない言

5 連帯あいさつ

ためには来るべき参議院選挙にて改憲勢力に三分評価するとともに、改憲阻止を確実なものとするいて本格的な改憲審議をさせなかったことを高くいて本格的な改憲審議をさせなかったことを高くて共同代表の高田健氏からスピーチがありまして共同代表の高田健氏からスピーチがありまして、市民アクションを代表し

がむすばれたことは大きな前進であると述べまし 市民連合と立憲野党との一三項目に及ぶ政策協定 の二を取らせないことが重要であり、そのために

今後の日程

【常任委員会 (全国ミーティング)】

*第2回(秋)

2019年 9月 7日(土)

東 京

*第3回(冬)

2019年12月 6日(金)~ 7日(土)

游 賀

*第4回(春)

2020年 3月 6日(金)~ 7日(土)

宮 崎

【第51回定時総会】

2020年 6月27日(土)~28日(日)

は一二一万四○○○件。▼実は、私のクライアン

察庁が保管するDNAデータは二○一八年末で も五月号にDNA違法採取の記事を載せた。警 宮城県

6 まとめ

時の動向と阻止に向けての具体的な方策のヒント 険性が深く理解できました。また、安倍改憲の近 凝縮した解説を聞くことができて、その狙いの危 題点について、徹底批判パンフに即して短時間 も得られた集会になりました。 本集会では、安倍改憲四項目と改憲手続法の問

自民党憲法改正报选本部作成 改憲黨(4項目)「Q&A」

徹底批判

◎お申込みは本部事務局

まで。頒価一〇〇円

以上は送料無料 送料別途、ただし一○部 販売中

闘・連携を強める必要があることを述べました。

止に向けて全国の労働組合の取り組みが着実に進

日本労働弁護団の棗一郎幹事長は、

安倍改憲阻

んでいること、今後さらに労働組合と市民との共



として提訴した記事が載っ ていた。我が『青年法律家 のは憲法一三条に違反する NAを警察が保管している 屋の女性が捜査終了後もD ▼六月の東京新聞に名古

らかにするよう求めたが、「当署員の取扱いに不 適切な点は認められません」のひと言。▼警察は ままに口腔内細胞を押収された。S警察署長に ト女性が隣人男性ともめ、そのときに言われる 二度にわたり内容証明郵便でその必要性を明

界のどこを旅しても子どもらの笑顔が撮れる平

ベキスタンの子ども」にかわりしばらく続く。

世

和な世界であって欲しいものだ。

宮本

加えて、 り表紙写真は「チュニジアの子ども」から「ウズ 色あせる。▼さて、堅い話はここまで。六月号よ 強いている。他方で捜査員の捜査能力は劣化し、 から自由や気楽さを奪い、 とDNA採取をつめよっているとの報告もある。 にまで「やましいことがなければ協力できる筈 事件現場の近隣住民や被害者のクラスメイトら 交番掲示板の未解決事件の懸賞金付ポスターは 監視カメラなどの安易な捜査手法が市民の日常 盗聴活動や住宅地にも増設されている 緊張感のある生活を

改憲案 (4項目) 『Q&A』徹底批判.

自民党憲法改正推進本部作成